〔民主党〕の部支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）のうち6を次のように改める。

6　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	2,836,812,281
人件費	1,459,146,717
光熱水責	59,128,727
備品・消耗品費	375,770,991
事務所費	942,765,846
政治活動費	1,747,451,724
組織活動費	283,839,148
選挙関係費	475,085,613
機関紙誌の発行その他の事業費	946,095,259
機関紙誌の発行事業費	325,891,046
宣伝事業費	620,199,203
その他の事業費	5,010
調査研究費	42,431,704
合　　計	4,584,264,005

〔民主党〕の部政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）のうち6を次のように改める。

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

支部政党交付金	4,918,740,000
経常経費	3,861,963,167
人件費	2,174,592,942
光熱水費	71,680,689
備品・消耗品費	431,405,300
事務所費	1,184,284,236
政治活動費	6,193,415,846
組織活動費	593,772,151
選挙関係費	1,409,782,225
機関紙誌の発行その他の事業費	3,869,494,358
機関紙誌の発行事業費	406,387,559
宣伝事業費	3,463,101,789
その他の事業費	5,010
調査研究費	320,367,112
合　　計	14,974,119,013

○総務省告示第百八十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書について、民主党から訂正の報告があったので、同法第二十一条の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百九十一号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年四月三十日　　総務大臣　原口　一博

〔民主党〕の部民主党京都府参議院選挙区第2総支部のうち5中

「事務所家賃	165,000	フォーラム共生社21	京都市	」を
「事務所家賃	165,000	今里　征博	京都市	」に改める。

○総務省告示第百八十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書について、民主党から訂正の報告があったので、同法第二十一条の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百二十二号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年四月三十日　　総務大臣　原口　一博

〔民主党〕の部民主党京都府参議院選挙区第2総支部のうち5中

「事務所家賃	990,000	フォーラム共生社21	京都市	」を
「事務所家賃	165,000	今里　征博	京都市	
〃	330,000	〃	〃	
〃	165,000	〃	〃	に改める。
〃	330,000	〃	〃	」

○総務省告示第百八十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、自由民主党及び民主党から訂正の報告があったので、同法第二十一条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第五百十一号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年四月三十日　　総務大臣　原口　一博

〔自由民主党〕の部自由民主党青森県支部連合会のうち4を次のように改める。

4　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	26,784,946
人件費	22,364,351
光熱水費	672,142
備品・消耗品費	1,047,517
事務所費	2,700,936